



Title	リヒャルト・ハルマツツによるユダヤ民族の位置づけ：『ドイツ系オーストリアの政治 オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』
Author(s)	中村, 寿
Citation	独語独文学研究年報 = Nenpo. Jahresbericht des Germanistischen Seminars der Hokkaido Universität, 44: 173-193
Issue Date	2018-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/70518
Type	bulletin (article)
File Information	44_10_nakamura.pdf



[Instructions for use](#)

リヒャルト・ハルマツによるユダヤ民族の位置づけ——『ドイツ系オーストリアの政治——オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』——

中村 寿

0. はじめに

1907年5月14日、オーストリアでは史上初となる普通・平等選挙が実施された。この選挙でのドイツ系リベラル政党の獲得議席は20にも届かなかった。リヒャルト・ハルマツの『ドイツ系オーストリアの政治——オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』¹は、普通選挙を、ドイツ人によるリベラリズムの歴史における通過点の一つに置き、それ以前への回顧から、リベラリズムのその後の展開を描き出そうとする試みである。筆者はユダヤ人新聞『自衛——独立ユダヤ週刊新聞 (Selbstwehr—Unabhängige jüdische Wochenschrift)』(以下『自衛』)(1907～1938)を通じて、この試論の存在を知った。なお、この新聞の創刊にとっての動機の一つにも、普通選挙の実施があった。

ハルマツは普通選挙法、多民族国家としての事情を踏まえて言い換えるなら、帝国国会への民族別代表制導入以降のオーストリアを「新オーストリア」とよぶ。この語法が示唆するのは、「旧オーストリア」において、諸民族は対等な関係には置かれていなかったという事実である。「旧オーストリア」におけるドイツ人の「特権」は、いかなる法制を通じて守られていたのだろうか。「旧オーストリア」では、ナショナリズムは民族対立の根源になっていた。それを解消に導くためには、ナショナリズムはどのような方向へと導かれるべきだろうか。ハルマツはユダヤ民族を「民族 (Nation)」と見なしたが、ドイツ人をはじめとする諸民族と対等な存在には置こうとしなかった。その理由はどこにあったのだろうか。本稿では、「旧オーストリア」の章を読解の対象に置き、ドイツ人の「特権」の内容と、ハルマツによる、ドイツ人のナショナリズムについての意味づけを確認する。最後に、なぜ彼がユダヤ人をオーストリア民族連邦の構成要素と見なさなかったのか、その理由を検討する。

1. 『自衛』からハルマツへ

『自衛』は、オーストリア＝ハンガリー帝国ボヘミア王国期からチェコスロヴァキア共

* 本論文は、科学研究費補助金「第一次世界大戦の戦前から戦後期にかけての『自衛——独立ユダヤ週刊新聞』の活動状況」(若手研究B、課題番号15K20823、研究代表者:中村寿)の助成を受けている。

¹ Richard Charvat: Deutsch-österreichische Politik. Studien über den Liberalismus und über die auswärtige Politik Österreichs (=DöP). Leipzig (Duncker & Humblot) 1907. 『ドイツ系オーストリアの政治』の読解にあたり、筆者はそのリプリント版を使用した。リプリント版では、句読点の位置が不明確であるケースが目立つほか、ウムラウトはほぼ欠落している。『ドイツ系オーストリアの政治』からの引用は、すべてリプリント版の通りの記載である。

和国期にかけて、その首都プラハを拠点として出版活動を継続していたドイツ語によるユダヤ人新聞である。『自衛』はその使命の宣言を通じて、自らの存在意義を、王国に在住するドイツ系ユダヤ人のための媒体に求めている。その一方で、『自衛』は、ユダヤ民族のナショナル・イデオロギーの普及を目的とする国民的ユダヤ主義政党²の宣伝媒体でもあった。この政党は、オーストリア＝ハンガリー帝国のユダヤ人を、ドイツ人、チェコ人をはじめとする諸民族と対等な存在と認識し、諸民族と対等なユダヤ民族に対する権利の承認を要求した。

ユダヤ教ディアスポラ主義を引き継いだ従来のユダヤ主義者は、「ユダヤの国民 (die jüdische Nation)」の概念をきっぱりと否定し、ユダヤ人はハプスブルク帝国を構成する諸民族に含まれるべきであるという立場を取る。それに対して、『自衛』は、ユダヤ民族は諸民族と対等な「ユダヤのネイション」として、いかなる民族にも同化するべきではないという視座を打ち出した。

19世紀後半に先鋭化した中・東欧のナショナリズムは、その地域のユダヤ人にも、彼らの自己同一性についての再定義をせまった。「ユダヤのネイション」の概念に対する従来のユダヤ主義者と国民的ユダヤ主義者の論争により、オーストリアのユダヤ民族は、ドイツ語、チェコ語ほかを話すユダヤ教徒なのか、それとも、ドイツ系オーストリア人、チェコ系オーストリア人ほかと対等なユダヤ系オーストリア人なのかという、彼らの自己同一性を決める根拠について再検討することをよぎなくされた。

『自衛』は、1907年8月30日付で、H. カディッシュのペンネームの署名が付された記事「旧リベラル主義者、新リベラル主義者、若きユダヤ人」³を掲載している。この論説では、反ユダヤ主義の原因が、ディアスポラ主義者の推進したユダヤ民族の他民族への同化政策に求められている。諸民族へのユダヤ人の同化は、各民族のナショナリズムを支援することになった。諸民族による国粋主義は次第に反ユダヤ主義の傾向を帯びてきている。とりわけ民族対立の激しい地域、ボヘミア・モラヴィア、ガリツィアでは、ユダヤ人が、前者ではドイツ人とチェコ人、後者ではポーランド人とルテニア人の双方から排斥される状況に陥ってしまった。ユダヤ民族の孤立状態に直面して、『自衛』は自ら

² 創刊号において、『自衛』は自らを「ユダヤのネイションの代表団 (jüdischnationale Vertretergruppe)」と称している。Niels: Zur nationalen Emanzipation der österreichischen Juden. In: Selbstwehr—Unabhängige jüdische Wochenschrift (=SW). 1 Jahrgang, 1907, Nr. 1 (1. März), S. 2f. ユダヤのナショナル・イデオロギーの支持者を指す際には、シオニスト (Zionisten) の自称も使われるが、『自衛』では、「ユダヤのネイション主義者 (die Jüdischnationalen)」の呼称のほうが多用される。筆者は「ユダヤのネイション主義者」に「国民的ユダヤ主義者」の訳語をあてている。オーストリア＝ハンガリー帝国期の『自衛』の活動実践に関しては、拙論を参照。中村寿: 「オーストリアの市民、ユダヤの国民——『自衛——独立ユダヤ週刊新聞』——」『ドイツ文学 第154号』(日本独文学会)2016年、176～194頁。

³ Dr. H. Kadisch: Altliberale, Neuliberale und Jungjuden. In: SW. 1, 1907, Nr. 27 (30. August), S. 2.

をドイツ人、チェコ人ほかと対等な政治的権利をもつ集団にすることに、自己保存の機会を見出した。その際、カディッシュによって参照される文献が、ハルマツによる『ドイツ系オーストリアの政治』である。

見きわめてもらいたいことがある。ドナウの国家 (der Staat an der Donau) は、苦しみながらその長い生涯を終えようとしているのではない。この国は新たな、より良い存在への端緒になろうとしている。外国の人々にとって、現在は因習的な桎梏から自分自身の解放を目指すべき時である。それと同じように、オーストリア諸邦 (Zisleithanien) の人々にとって、現在は、旧オーストリア (Altösterreich) の克服を目指すべき時である。したがって、新オーストリア (Neuösterreich) にとって、現在は、ある一つの民族の優先支配 (die Vorherrschaft eines Stammes) を通じて、オーストリアの脆弱化がなされるべき時ではなく、あらゆるオーストリアの民族の協働によって、その強化がなされるべき時である。この作業のために決心を固めさえすれば、オーストリアの国内問題についての正確な理解が難なく得られる。リヒャルト・ハルマツと新リベラル主義者は、民族対立による混乱の歳月は過ぎ去ったと確信している。「平穩への期待、平和への憧れが、権利を主張し始めている。モラヴィアにおける民族間合意 (die nationale Verständigung in Mähren)、民族別の選挙区割り (die nationale Abgrenzung der Wahlkreise) は、諸民族の親睦 (die Völkerverbrüderung)、すなわち、新たなるオーストリアへの最初の一步である。民族的自治 (die nationale Autonomie) の太陽がゆっくりと輝き始め、霧が晴れようとしている。悦びたまえ、夜が明けようとしている」。しかし、彼ら、新リベラル主義者がほんとうにそう確信しているというのなら、言うまでもなく、その状況判断は誤りである⁴。

カディッシュとハルマツが共有しているのは、民族対立によって、オーストリア＝ハンガリー帝国が分裂の危機に瀕しているという現状認識である。祖国の分解を防ぐための手段としてハルマツが挙げていたことは、ドイツ人による他民族支配に終止符を打つことであった。それは、「ある一つの民族の優先支配を通じて、オーストリアの脆弱化がなされる」という指摘から明らかである。オーストリアの再生のための手段として、ハルマツが提案していたのは、帝国の民族比率に応じた、帝国国会への民族別議席の導入であった。

ハルマツは民族別代表制の実施を通じて、民族対立は解消されると考えていた。その一方で、カディッシュは、民族別代表制に、国家存続のための手段としての一定の評価を与えているものの、それだけでは諸民族間に融和をもたらすことはできないという見解を示している。その理由は、ハルマツが諸民族へのユダヤ人の同化政策に疑いをさしはさんでいない点に求められる。カディッシュは、民族対立を解消するためには、ドイツ

⁴ Ebd.

人とチェコ人ほかの平等だけでは不十分であると考えた。つまり、彼はドイツ人と諸民族の平等だけでなく、諸民族とユダヤ人の平等が不可欠であるという判断を下した。

「旧リベラル主義者」は、オーストリアにおけるドイツ人による他民族支配の現状を肯定する人々を指している。それに対して、「新リベラル主義者」は、オーストリアに、ドイツ人、チェコ人らによる民族間の権利の平等を実現させようとしている人々を指し示している。「新リベラル主義者」が依拠するのは、民族間均衡の原則である。この原則は民族の数的分布が政治に反映されていない現状を問題視した。この視座から指摘されたのが、帝国国会に利益代表者を派遣する際の、ドイツ人とチェコ人のあいだの不平等であった。「新リベラル主義者」は、民族比率に応じた議席の配分を通じて、諸民族間の権利の平等を実現しようとした。1907年の普通・平等選挙を通じて実現した民族別代表制の延長線上に、ハルマツらは民族連邦制の導入を展望している。

ハルマツがユダヤ民族の諸民族への同化政策に対して反論していないことはすでに述べた。それに対して、カディッシュは「新リベラル主義者」が推進する民族間均衡の原則によって統治されるオーストリアに、ユダヤ人が諸民族と対等な集団として加盟することを展望した。彼はこの構想を「ユダヤの民族政策 (jüdische Volkspolitik)」⁵と名づける。「新リベラル主義者」のオーストリアで「ユダヤの民族政策」を推し進めるユダヤ人が、カディッシュの言及する「若きユダヤ人」であった。

カディッシュは民族間均衡の原則をハンガリー王国 (Transleithanien) 側にも適用させようとする⁶。「若きユダヤ人」は、ドイツ人、マジャール人、チェコ人らと対等な集団として大オーストリアに加盟し、その庇護のもとで経済的な成功をおさめる。ドナウ民族連邦でのユダヤ人自治の成功は、のちのパレスチナにおけるユダヤ人自治の模範となる。

ボヘミア王国期の『自衛』からは、ユダヤ人のみによる単独の国家建設という展望は見つからない。第一次世界大戦の戦前から戦中期にかけてのオーストリアにおいて、国民的ユダヤ主義・シオニズムの議論を牽引していたのは、当該国のユダヤ民族の自己保存はハプスブルク帝国の存続なくしては不可能であるという視座であった。

2. 「旧オーストリア」

『ドイツ系オーストリアの政治』は、「旧オーストリア」、「新オーストリア」、ハプスブルク国家の外交政策をあつかう三部から構成される。「旧リベラル主義者」、「新リベラル主義者」によって統治される国家が、それぞれ「旧オーストリア」と「新オーストリア」であった。「新リベラル主義者」は諸民族間の対等な関係を構想していた。ところで、この理念は、「普通・平等・直接・秘密選挙法 (das allgemeine, gleiche, direkte und geheime Wahlrecht)」⁷にもとづく1907年5月14日の帝国国会議員選挙において実現している。

⁵ Ebd.

⁶ Ebd.

⁷ Charmatz: DöP., S. 39.

ハルマツは 1848 年から 1907 年までのおよそ 60 年間のオーストリアを「旧オーストリア」、1907 年以降のオーストリアを「新オーストリア」と規定する。

ハルマツによれば、政治とは、「過去の諸経験と現在の現象から未来への正しい道を見出す技術」⁸ である。普通・平等選挙法以降の多民族国家の未来像を描くためには、過去の経験を再検討することが必要である。彼はオーストリアの「国家史 (die Staatsgeschichte)」を「議会制選挙法の歴史 (die Geschichte des parlamentarischen Wahlrechts)」⁹ として認識している。つまり、「旧オーストリア」の歴史は、特権階級による制限選挙から成年男性の全員へと選挙権を拡大させてきた選挙制改革の歴史としてとらえられる。彼は六十年にわたる選挙法改革の経過を詳細に述べているが、本稿では、ハルマツと『自衛』のカディッシュによる議論に強い影響をおよぼしているボヘミア・モラヴィア州における議員定数の問題に注目したい。両州における選挙法改革の経過からは、ドイツ人とチェコ人とのあいだの権利の平等にいたる経緯が見えてくる。

1848 年 6 月 1 日選挙法は、住民 50,000 人に対して一人の代議士を帝国国会に派遣することを想定して起草された。有権者はオーストリア国籍をもつ 24 歳以上の男性、宗派の差異については問われることなく、選挙区において六ヶ月以上の居住歴をもつこととされている。6 月 1 日選挙法では、週・日雇い労働者、使用人、公的機関から生活援助を受けている者は、有権者から除外された。1861 年 2 月憲法下での選挙法によるボヘミア州議会の議員定数からは、都市選挙区と農村区とのあいだの顕著な不平等だけでなく、民族間のそれも観察される¹⁰。1867 年に北ドイツ連邦において普通・平等選挙が導入されて以降も、オーストリアでは、選挙に関する特権制は廃止されなかった¹¹。ハルマツは、6 月 1 日選挙法によって残された特権を「人為的に維持されたドイツ人の立場 (die

⁸ Ebd., S. 17.

⁹ Ebd., S. 18.

¹⁰ 1861 年 2 月憲法は、アントン・フォン＝シュメアリング (Anton Ritter von Schmerling) 内閣において施行された。ハルマツはその選挙法の発案者としてラッサー (Lasser) の名前を挙げる。ボヘミア州における代議士一人に対する有権者数を挙げると、同州都市選挙区では一議席に対して 11,666 人、農村区では 49,081 人となっている。議員一人に対する言語別の有権者数は、ドイツ語圏都市選挙区では 10,315 人、同語農村区では 40,861 人、チェコ語都市区では 12,020 人、同語農村区では 53,204 人である。この数値からは、都市区と農村区とのあいだの不平等は言語の区別なく残されていたこと、ドイツ人には、都市農村の区別なく特権が与えられていたことが指摘される。Charmatz: DöP., S. 26.

¹¹ ハルマツは国別の、全国民に対する有権者の割合を掲載している。数値は、1879 年のフランス 25,6%、ドイツ 21,4%に対して、オーストリア 5,9%である。1879 年のモラヴィア州議会選挙では、住民 433,000 人のドイツ語圏都市選挙区に 13 議席が与えられているのに対して、1,600,000 人のチェコ語農村区には 11 議席しか与えられていない。代議士一人に対する有権者の数について、1861 年におけるボヘミア州での数値と、1879 年のモラヴィア州でのそれを比較してみると、州の差異はあるものの、ドイツ人とチェコ人の格差への是正措置は、ほとんど執られていないことが指摘できる。Charmatz: DöP., S. 32.

künstlich gewonnenen Positionen der Deutschen) 」¹² と認識し、その後の民族間の格差が埋められていく経緯を次のように述べている。

ドイツ人のためを思って考え出された無数の議席は年月ののち、他民族のもとへと移行した。ドイツ人のための防衛装置は、無価値なこと、それどころか、むしろ不利であるということが明らかになった。それが彼らに継続的な成功をもたらすことはなかった。それどころか、ドイツ人の優遇措置により、ラッサーの党友は憎悪と怒りを背負うことになった。ラッサーの党友は彼の改革案を維持した責任を問われることになった¹³。

1893年に帝国国会に提出されたシュタインバッハによる選挙法案では、普通・平等選挙権の理念がほぼ実現されている。この案では、「1. 従来から選挙権をもつ者」の項目に加え、「2. 戦争に参加した者」、「3. 教育を受けた資格証明書を提出することができ、兵役義務を遂行することができる者」¹⁴の項目が追加された。なお、項目3.の教育を受けた資格とは、「オーストリアにおいて使われている領邦語の一つ (eine in Osterreich landesubliche Sprache)」の読み書き能力のことを指している¹⁵。1905年の年末、政府は「普通・平等・直接・秘密選挙法」の採用を決定し、普通・平等選挙法は、1907年5月14日の帝国国会選挙において導入された。新選挙法により、若干の例外はあるが、24歳以上、オーストリア国籍をもち、選挙区に一年以上の居住歴をもつ男性の全員に選挙権が与えられた。普通選挙法の条文はこのようになっている。

新選挙法により、以下の条件を満たす男性の全員に選挙権が与えられる。該当者は、24歳以上、オーストリアの国籍を所有し、選挙権を行使する自治体において、選挙の公示日に少なくとも一年以上の居住歴を証明できる者とする。新選挙法に定められた有権者に該当しない例外には、軍隊ならびに地方警察に所属する現役の将校と人員、後見人による保護観察の管理下にある個人、公共または教区財源による生活困窮者のための生活保障を受けている者、警察の監視下にある者、破産宣告を受けた者などが含まれる。全有権者には一票しか与えられない。一般的に、全選挙区が代議士一名を

¹² Ebd., S. 32.

¹³ Ebd., S. 32.

¹⁴ Ebd., S. 35.

¹⁵ 筆者は „landesubliche Sprache“ の訳語として「領邦語」をあてている。この訳語を採用した理由については、次節の議論を参照。言語能力証明の背後には、選挙権拡大への意図が指摘できる。ところで、この資格が有権者数の減少をまねいてしまうこともあった。ガリツィア、ブコヴィナ、ダルマツィアにおける従来の総数として 657,838 人が算出されているが、言語能力証明を義務づけると、三州の総数は、407,584 人へと減少してしまっている。オーストリア諸邦における識字率の地域差を考慮すると、言語能力の証明は、平等選挙の理念とは矛盾してしまう結果となった。Charmatz: DöP., S. 36.

選出する。しかし、代議士二名を選出する広域選挙区を採用していたガリツィアの自治体には例外が適用される。選挙区の境界線を引くにあたっては、都市と農村の区分け、国家としての (national) 統一的な選挙区の設定への考慮がなされた。「言語混在性 (die Gemischtsprachigkeit)」が優勢なモラヴィアでは、「国民地籍簿 (die nationalen Kataster)」が適用された。地籍簿上、住民は住民自身による自発的な国籍申告 (das Nationalbekenntnis) にもとづき、民族的帰属 (die Volkszugehörigkeit) の通りに別々に記載されている。ボヘミア王国全域 (das ganze Kronland) は、ドイツの地籍簿に記載されている者、すなわち、ドイツ人のための選挙区と、チェコの地籍簿に記載されている者、すなわち、チェコ人のためのそれへと分割された。すなわち両民族は別々に投票する¹⁶。

モラヴィア州の言語混在地域では、地籍簿を参照して、都市村落がドイツ語の自治体とチェコ語のそれらに分類された。二言語地域では、自治体を言語別に分類したうえで、代議士一人に対するドイツ人とチェコ人の有権者数が同じになるように、選挙区の人数調整が実施された。ところで、一議席に対する有権者数の民族別統計を見ると、民族間の格差は根本的に解消されたとは言えない¹⁷。しかし、ハルマツはアウステルリッツの選挙改革案に民族間均衡の原則の実現を見出した。彼が普通・平等選挙に、多民族国家にとっての自己保存の可能性を見出していたことは、次の言葉から明らかである。

特権階級による見せかけの議会 (das Scheinparlament der Privilegien) は、見せかけの権力 (Scheinmacht) しか所有、行使していなかった。それに続くのが、諸民族によって運営、維持される、真の国民議会 (wirkliches Volksparlament) である。特権階級議会から国民議会への移行は、幻影 (Schemen) から、生き生きとした、力のみなぎった身体への移行である。この身体の周囲には希望と確信が戯れている¹⁸。

「諸民族による (von den Völkern)」による議会こそ、真の「国民議会」であると綴るハルマツの筆致からは、オーストリアにとっての自己保存のための手段は多民族国家としての統治機構のなかにしかないという彼の確信が指摘される。また、多民族国家の

¹⁶ Ebd., S. 41.

¹⁷ 一議席に対する有権者数の概算は、イタリア人 38,000 人、ドイツ人 40,000 人、ルーマニア人 46,000 人、スロヴェニア人 50,000 人、ポーランド人 52,000 人、クロアチア人・チェコ人 55,000 人、ルテニア人 102,000 人である。各選挙区の有権者数は、12,000 人から 80,000 人に設定された。ハルマツは、1907 年新選挙法の発案者としてフリッツ・アウステルリッツ (Fritz Austerlitz) を挙げている。アウステルリッツはウィーンを拠点とする『労働者新聞 (Arbeiterzeitung)』の編集長であった。彼は 1900 年、A・フリードリヒ (A. Friedrich) のペンネームで普通・平等選挙法案を発表した。Charmatz: DöP., S. 42.

¹⁸ Ebd., S. 42f.

利点についての彼の考察は注目に値する。彼によると、その利点は「諸文化の非同一性 (die Ungleichheit der Kulturen)」¹⁹にある。彼は、旧選挙法時代の特定民族が優遇されている状態では、同一でない複数の文化を維持することはできないと述べる。普通選挙法はドイツ人の利益を脅かすのではないかという批判に対する反論の根拠を、彼は社会民主主義者ペルナーストルファーによる次の言に見出している。

ある人々によれば、全有権者の平等こそが、オーストリアに最大の後退をもたらす原因であるという。その一方で、ある人々によれば、不平等な選挙区分割 (die Ungleichheit der Wahlbezirke)こそが、諸文化の非同一性 (die Ungleichheit der Kulturen) を機能不全に陥らせている原因であるという。不平等な選挙区分割のために諸文化が麻痺させられているという主張は、自党に有利になるように選挙区を改変すること (Wahlgeometrie) とはまったく関係がないばかりでなく、事実誤認 (Tauschung) でもない。全有権者の平等は、オーストリアの民族的差異 (die Volkerverschiedenheit Osterreichs) という理由から、強引にでも法制化されなければならない原則である²⁰。

ハルマツはオーストリアの発展の可能性を他民族国家の統治機構に見出していた。その展開にとって弊害になっていたのが、選挙におけるドイツ人の特権であった。彼は他民族にドイツ人と対等な権利を与え、民族間均衡の原則を導入することに多民族国家の未来を展望した。多民族国家としての存在意義は文化の非同一性の概念に求められていた。ハルマツは多民族国家の繁栄の基礎を複数文化に置き、同一でない複数の文化を共存させるには、民族間の権利についての相互承認が必要であると考えた。

『自衛』の初代編集者フランツ・シュタイナーの回想によると、『自衛』は、アウステルリッツの選挙改革案にもとづく1907年の普通・平等選挙を機に創刊された²¹。その創刊への直接の動機は、オーストリア帝国国会にユダヤ民族の議席配分を要求するためであった。その背景にユダヤ民族は他民族と対等な権利をもつ集団であるというユダヤのナショナル・イデオロギーが指摘できることは、言うまでもない。ハルマツの『ドイツ系オーストリアの政治』を踏まえると、カディッシュの思惑はより鮮明になる。彼は、同一ではない複数の文化から構成される多民族国家に、ユダヤ人が他民族と対等なユダヤのオーストリア公民として参加することを思い描いていた。

3. 「旧オーストリア」のナショナリズム

3. 1. 「領邦語」と「国家語」

オーストリアにおけるナショナリズムは、他国のそれと比較すると、対照的な効果を

¹⁹ Ebd., S. 42.

²⁰ Ebd., S. 42.

²¹ Franz Steiner: Aus der Gründungszeit der „Selbstwehr“. In: Selbstwehr—Jüdisches Volksblatt. 31 Jahrgang, 1937, Nr. 11 (12 März), S. 6.

發揮している。ナショナリズムがドイツ帝国をはじめとする他国では国民統合を推進する役割を果たしているのに対して、オーストリアのそれは民族闘争の根源になっている。19世紀のナショナリズムは他民族国家に、諸民族は互いに対等な関係にあるという視座をもち込んだ。ハルマツによれば、ドイツ人によるナショナリズムは、チェコ人によるその展開を映し出す鏡として捕捉されうる。言い換えるなら、ドイツ人によるナショナリズムの展開を記述し、その問題を指摘するには、チェコ人のそれに注意を払う必要がある。

オーストリアにおけるドイツ人とチェコ人のナショナリズムは、言語の地位をめぐる議論を中心に展開されている。そこで争点になっているのは、複数言語が併存する多民族国家において、公文書は何語で記述されるべきかという問題である。ドイツ人のナショナリズムの強度は、ドイツ語の地位と反比例の関係にあると言える。19世紀中盤にいたるまで、公文書を記す際の言語としてのドイツ語の地位に疑いがさしはさまれることはなかった。ドイツ語の地位が安定しているとき、ドイツ人はスラヴ人の国民運動に賛成した。19世紀後半以降、チェコ語がボヘミア王国の国語としての地歩を固めていくと、ドイツ人はスラヴ人の国民運動に対して敵対的になり、大ドイツ主義に接近していく。

ハルマツはナポレオン戦争後のドイツ人の状況を「主要民族 (Herrenvolk)」²²として、ほかの民族に与えられていない権利を享受していたと述べている。その権利が言語に由来していることは、明白である。彼によると、ウィーンには、「二重の特性 (die doppelten Eigenschaften)」²³がある。それというのは、「田舎の首府 (die Provinzialhauptstadt)」としての特性と、「皇帝の居城 (die kaiserliche Residenz)」²⁴としての特性である。この二つの特性はドイツ語の二つの地位をほのめかしている。二つの地位というのは、「領邦語 (Landessprachen)」の一つとしての地位と、「国家語 (Reichssprache)」²⁵としての地位である。「田舎の首府」において用いられるドイツ語が「領邦語」としてのそれであり、「皇帝の居城」において用いられるドイツ語が「国家語」としてのそれである。19世紀前半のオーストリアでは、「領邦語」が同時に「国家語」であったのは、ドイツ語をにおいてほかになかった。言い換えるならば、ドイツ語を除いた諸言語には、「国家語」としての地位は与えられていなかった。ハルマツは「領邦語」と「国家語」の重複によって得られるドイツ人の利益を以下のように書いている。なお、「領邦語」は「民衆語 (Volksmund)」とも言い換えられている。

²² Charmatz: DöP., S. 62.

²³ Ebd., S. 62.

²⁴ Ebd., S. 62.

²⁵ Ebd., S. 62. „Landessprachen“ は、帝国を構成する諸邦ないしは王国の内部において使われるが、その外部においては使われない地域言語と解される。„Reichssprache“ は、諸邦の州界を越えて、帝国全域で使用される全国言語として解される。ハルマツは帝国語を参照するにあたって、„Reichssprache“ のほか、„Staatsprache“ という語を用いている。Vgl. Charmatz: DöP., S. 79.。本稿では、„Landessprachen“ の訳語として「領邦語」を、„Reichssprache“、„Staatsprache“ の訳語として「国家語」を採用した。

公的な記録を残す際、つまり、政治的な案件を論じる際のあらゆる場面において、ドイツ語の使用は一度たりとも侵犯されたことのない伝統として絶対視されてきた。この伝統は、それ以外の領邦語 (die ubrigen Landessprachen) を、私的交際の領域か、あるいは、些細な辺境の利益をあつかう領域へと制限してきた。ドイツ語には、その普及の境界が帝国の国境にほぼ重なるという、好ましい利点があった。民衆語としてのドイツ語が最小規模の辺境でしか生きていなかったということは、言うまでもない。しかし、周知の通り、ドイツ語は東の大きな諸邦においても都市部では優勢であり、中産階級によって理解されていた。ゲルマニアの子供たち (Germanias Kinder) は生まれながらにして相当な財産をもっていた。つまり、彼らは新たにそれを創造する必要はなく、習得しさえすればよかった。そのほかの民族は偉大なる過去以上のものを、何一つとしてもち合わせていなかった²⁶。

上の引用から、「国家語」は、国家文書を作成する際に用いられる言語を指しているということが分かる。オーストリア・ドイツ語の「侵犯されたことのない (nicht angetastet)」伝統とは、ドイツ語以外の言語では、国家文書は記されなかったということを示している。ウィーンは帝国西端の辺境にすぎなかった。しかし、「田舎の首府」は同時に「皇帝の居城」でもあった。それゆえに、西端辺境の「民衆語」の妥当性は、ドイツ語と諸言語の境界線を越え、帝国の国境線にまで到達した。「国家語」としてのドイツ語の地位に揺らぎがないかぎり、ドイツ人の子孫は、国家文書を記述する権利、つまり、官吏になれる権利を独占することができた。

ナショナリズムは諸言語間の対等な関係を主張した。この視座から形成されたのが、チェコ語をボヘミア王国の「国家語」へと昇格させようとするチェコ人の運動である。チェコ人の運動はドイツ人の利益を脅かすことになった。チェコ人のナショナリズムに対するドイツ人の姿勢が同情から抵抗へ変わっていくさまを、ハルマツは次のように書いている。

諸民族の解放運動が精神的、文学的な問題意識のもとで推移しているかぎり、すなわち、政治的野心が副次的な問題であって、反ドイツ的な傾向が例外的な状況のもとで弱々しく散見されるかぎり、ドイツ人は他民族への同情を維持した。しかしそれから、諸民族の自由の 때가告げられ、成熟したチェコ人がボヘミアのドイツ人たちを壁に押しやるような事例が見られるようになると、当然のことながら、状況が変わった²⁷。

多民族国家における言語には、「領邦語」と「国家語」という二つの地位があった。19

²⁶ Charmatz: DöP., S. 62f.

²⁷ Ebd., S. 64.

世紀前半、「領邦語」のうち「国家語」としての役割を果たしていたのは、ドイツ語をおいてほかになかった。チェコ人のナショナリズムは「領邦語」を「国家語」に昇格させる試みとして実践されていく。「国家語」の習得は官吏として採用されるための条件であった。ボヘミア・モラヴィア州の言語問題は、役所における人事をめぐる問題でもあった。

3. 2. 二つのボヘミア・モラヴィア言語令

1867年のオーストリア＝ハンガリー間の「妥協」から1907年の普通・平等選挙の実現にいたる四十年間を通じて、チェコ語は「領邦語」から「国家語」への昇格を果たしていく。チェコ人の国民運動に対するドイツ人の拒否反応が顕著になるのも、オーストリア＝ハンガリー間の「妥協」直後のことである。

1871年、ドイツ帝国が統一されると、ドイツ＝オーストリア間の合併は不可能になる。それを受けて、政府とボヘミア州議会は、「スラヴ連邦制構想 (der slavisch-federalistische Staatsgedanke)」²⁸ を発表した。この構想は同年10月に撤回されることになるが、この構想の発表と撤回は、ドイツ人とチェコ人の対立を決定的にした。ハルマツは、「スラヴ連邦制構想」が発表された直後のドイツ人の戸惑いを、「ドイツ人は突然、自分自身が妾腹の子供として (als Stiefkinder) あつかわれていたかのような苦痛を感じざるをえなかった」²⁹ と書いている。

ドイツ系オーストリア人シュトレマイヤーの案にもとづく1880年の言語令により、ボヘミア・モラヴィアの役所におけるチェコ語の導入が開始される。この言語令について、ハルマツは「役所の一般的なスラヴ化 (die allgemeine Slavisierung der Amter)」³⁰ の発端としか述べていないため、この内容について、補足説明を加えておきたい。

この言語令は、役所で使われる言語を大まかに「外務語」と「内務語」に分類した³¹。前者は、役所での窓口対応において、口頭あるいは文書で用いられる言語を指している。それに対して、後者は、役所の内部で、口頭あるいは文書で用いられる言語に該当する。1880年言語令は、外務語にかぎってチェコ語の採用を決定した。これ以降、チェコ人は内務語としてのチェコ語の採用を目指すことになった。ともかく、外務語としてのチェコ語の導入を通じて、チェコ人にとって役所に採用される機会が増加したことは、確かである。

1880年言語令公布直後のドイツ人の状況を、ハルマツは次のように綴っている。

ドイツ人は今、反対派、すなわち、少数派に焼かせた苦いパンを食べている。ドイツ人は王女 (Königstochter) から灰被りのシンデレラ (Aschenbrodel) になった。ドイツ人の

²⁸ Ebd., S. 69.

²⁹ Ebd., S. 69.

³⁰ Ebd., S. 74.

³¹ 大津留厚: 『ハプスブルクの実験 多文化共存を目指して』 (春風社) 2007年、87頁以下参照。

先祖が築き上げた国の土台は部分から部分へと剥がれ落ちていった。そうしてできあがった隙間に、スラヴ人は自らの欲望を埋め込んでいった。ドイツ人はその過程を傍観視することしかできなかった。ドイツ系住民の政治がますます過激化していくことは、少しも驚くべきことではない。ドイツ民族の全体が激昂を通じて身をわななかせていた³²。

1897年のバデーニ政権下で公布された言語令により、内務語としてのチェコ語の採用が決まった。この法令は、窓口で使われた言語が役所内部での事務処理過程においても一貫して用いられなければならないという原則を定めている。1880年の言語令に対して、1897年の言語令は、外務語と内務語の区別をなくした法令であるとも読まれうる。

1897年4月5日言語令条文の抜粋とそれに対するハルマツツによる補足を以下に引用する。

「第一条：ボヘミア王国における裁判所・検察局ならびに内務省・大蔵省・商務省・農業省各省の管轄下にある各部局は、口頭での申し立てあるいは書状での嘆願に対して関係者に発出される召喚状あるいは決定通知を、両方の領邦語 (die beiden Landessprachen) のうち、口頭での申し立てあるいは書状での嘆願が書かれている言語で、作成する義務を負うことを定める。

第四条：関係者の介入が想定されていない公文書の作成は、両方の領邦語のうち、その交付を受けるべき個人によって話されている領邦語で、作成されることを定める。

第七条：第一条において挙げられた各部局では、関係者が訴訟を起こした際、口頭での申し立てあるいは書状での嘆願において使用された言語 (die Sprache) が、その裁判の処理に必要な職務行為において一貫して適用されることを定める。

第八条：本領邦において公共の閲覧にふさわしいと判断された公示は例外なく、両方の領邦語において公示されることを定める。

第十条：刑事裁判における起訴ならびに被告人への申し立て、判決、職務行為などは、両方の領邦語のうち、被告人自らが用いた領邦語によって起草、または、読み上げられることを定める。あらゆる案件において、被告人と証人による供述は、彼らが使用した領邦語での供述が採用されることを定める。被告人に対する判決ならびに決定事項はすべて、被告人の領邦語で公示され、被告人の要望に応じて作成されることを定める。

第十一条：裁判所は、口頭での審理の際に異なる複数の言語を使用する関係者との審理を実施する場合には、第一回目の申し立ての際に使われた言語を使用することを定めるが、必要であれば、両方の言語を使用することを定める」。

ボヘミア王国官庁に雇用されている官吏の言語能力に関する法令は、第一条において

³² Charmatz: DöP., S. 78.

定められている通りである。裁判所・検察局ならびに内務省・大蔵省・商務省・農業省各省の管轄下にあり、1901年7月1日以降に雇用される官吏からは、両方の領邦語の能力証明が要請される。モラヴィアには、ボヘミアと基本的に同一の決定が、1897年4月22日付で発令された³³。

チェコ語が「国家語」に引き上げられたことにより、ボヘミア・モラヴィア州在住のドイツ人官吏、官吏志願者には、チェコ語の習得が義務化された。新言語令を「悪名高い(berichtigt)」³⁴と評するハルマツの新言語令批判からは、彼のナショナリズムに対する評価の一端を垣間見ることができる。

強制という言葉には、民族闘争の心理学にいたるためのきっかけが隠されている。民族の義務は、民族のエリート層によって定められるものでもなければ、外部から強制されるものでもない。義務を強制することからは、どうしても、耐えがたい圧力としての作用が生まれてしまう。民族による自己決定への希求は、民族としての感情から湧き出るものでなければならない。外部からの干渉は、いかなるものであれ、侮辱であり、権利の侵害である。自らの矜持を進んで棄て去ろうとする民族など、存在するわけがない。いかなる民族であっても、自らを鎖でつなごうとすれば、抵抗を受けないわけがない。ある民族が自らを鎖でつなごうと思いついたとしよう。民族はそのときになってようやく、錯覚という名の鎖の重さに気づく。錯覚という名の鎖は、堅固に編まれたほんものの鎖よりもはるかに重い³⁵。

ハルマツは新言語令を「言語強制令 (Sprachenzwangsverordnungen)」³⁶と見なす。新言語令の問題は、ドイツ人にチェコ語を強制した点に見出されている。彼は言語の強制に民族対立の根拠を求めた。問題は、言語間の差異にもとづく権力の偏在にあった。新言語令以前は、役所内部での文書作成はドイツ語に限定されるという規定により、チェコ

³³ Ebd., S. 81. 条文では、ドイツ語とチェコ語を指し示す際の用語として、「両方の領邦語 (die beiden Landessprachen)」が使われている。ハルマツは、1880年の言語令以前には、「領邦語」のうち、ドイツ語しか「国家語」としての資格をもっていなかったという指摘をしていた。第七条は、原告・被告が窓口で使用した言語が、役所内部での事務処理過程において、必要な資料を作成する際に用いられることを定めている。この条文からは、外務語と内務語の統一化が要請されていることが分かる。1897年の言語令は、外務語と内務語の統一化をはかることを通じて、ボヘミア・モラヴィア州におけるドイツ語とチェコ語の対等な関係を決めた法令であった。しかし、バデーニの言語令は、ドイツ人とチェコ人に禍根を残した咎により、1899年10月17日に撤回される。

³⁴ Charmatz: DöP., S. 81. ハルマツは1897年言語令を「ボヘミア・モラヴィアのための悪名高い言語令 (die berichtigten Sprachenverordnungen für Böhmen und Mähren)」と評価した。

³⁵ Charmatz: DöP., S. 82f.

³⁶ Ebd., S. 82.

人はボヘミア・モラヴィア州の国家機関から遠ざけられていた。ところが、チェコ語の義務化により、ドイツ人が国家機関から締め出されてしまうことになる。

1897年言語令は、役所人事におけるドイツ人とチェコ人の不平等に対する修正措置に位置づけられる。しかし、新言語令はドイツ人にチェコ語を強制してしまった。新言語令への修正措置としてモラヴィア二言語地域に導入されたのが、選挙区の言語別分割案であった。アウステルリッツによる普通・平等選挙法案の背景には、新言語令への反省がある。

3. 3. ハルマツにおけるナショナリズムの意味づけ

ハルマツはナショナリズムそのものを否定しているわけではない。彼が問題視していたのは、ドイツ人と他民族、とりわけチェコ人との不平等であった。ハルマツによるナショナリズムの意味づけをさぐるには、ドイツ人によるそれに対する彼の批判が手掛かりになる。彼はチェコ人のナショナリズムを自然な展開と評し、それに暖かなまなざしを送った。それに対して、ドイツ人のそれは「民族のエゴイズム」と認識されている。

オーストリアのドイツ人は民族のエゴイズムばかりを追求して、彼らの歴史的使命が命じる義務をしっかりと認識していない。未来にいたるための社会改革という認識は、ドイツ人に義務を課している。ドイツ人の義務とは、傑出した進歩政治にしたがうだけでなく、さらなる前進への努力を継続することである。ドイツ人の利益を深化させるすべは、諸民族を抑圧すること、すなわち、諸民族による運動を弾圧することにあるのではない。そのすべは自らの陣営における活発な創造行為にある。そのためには、ドイツ人の自由な展開にとっての障壁になっているものを、一掃する必要がある。ドイツ人であるということは、オーストリアのドイツ人にとって、自由であること、文化の推進者であること、経済活動において活発であること、社会的に明晰であることだけでなく、それ以上のことを命じている。ドイツ人であるということは、ドイツ人に、諸民族に対する最大限の寛容を命じてもいる³⁷。

「旧オーストリア」のドイツ人は、他民族を犠牲にして、そこから利益を得ていた。「新オーストリア」のドイツ人にとって、旧時代の利益を回復することは、もはや不可能である。ドイツ人がかつての特権を主張すれば、他民族は必ずそれに対する抵抗運動を組織する。その連鎖により、民族対立は深刻化していく。

ドイツ人にとっての繁栄への道は、彼らが維持していた「特権」を、他民族へと解放することにある。ドイツ人が自らの特権を自発的に手放すことは、ナショナリズムによる負の連鎖から解放されることにつながる。ドイツ人が自己発展の可能性を追求するためには、他者の干渉から自由になることが必要である。

³⁷ Ebd., S. 86.

あらゆる民族には自己展開のための潜在性がある。他民族の権利を侵害することは、他民族の自己展開の可能性にとっての侵害になるだけではない。他者の権利に対する侵害は、他者による抵抗を通じて、自らの展開の可能性にとっての障害にもなっている。各民族に備わっている自己展開の可能性を、ハルマッツはソルブ人の例を挙げて説明する。

フィヒテの「ドイツ国民に告ぐ」では、オーストリアの民族問題はあつかわれていない。しかし、その第四講演では、彼はこう言っている。スラヴの出自をもつ諸民族の自己展開は、いまだに不十分である。それゆえに、彼らからは明確な自己意匠化が期待できる。とりわけ興味深いのは、第十二講演の、とある箇所である。彼は戒めの例としてソルブ語 (die wendische Sprache) を引用した。賢明なる哲学者はこう言っている。ソルブの民 (das wendische Volk) がその自由を喪失してから、数世紀の時が経過した。ソルブの言語は、土地に縛られた農奴の惨めな小屋へと追放されてしまったが、いまだに存続している。農奴は、圧政者から理解されなくても、あの惨めな小屋で、彼らの薄暗い宿命を悼むことができた³⁸。

ドイツ人とチェコ人、ソルブ人のナショナリズムは質的に同一であるが、二つの点において異なっている。二つの点のうち、一方は時間に、他方は数に関係している。

ドイツ人の民族的覚醒に比べて、スラヴ人のそれは遅かった。それゆえに、スラヴ人のナショナリズムは発展段階にある。民族的覚醒の時期が遅かったからといって、スラヴ人のナショナリズムはドイツ人のそれに劣っているわけではない。ハルマッツは、民族意識の成長の度合いと民族としての質とは、無関係であるという判断をした。

ソルブ人の事例からは、少数民族の事例からナショナリズムを意味づけようとするハルマッツの姿勢が分かる。ソルブ人はプロイセンの農奴としてゲルマン人の海に陸封されても、ソルブ語を保持した。少数派のソルブ人は多数派のゲルマン人へと同化しなかった。なぜならば、民族はいかなる少数派であっても、民族的覚醒を経験するかぎり、多数派へと吸収されることは決してないからである。「同化」は、少数派を「奴隷 (Sklaven)」化することである。「ある民族が規則正しく、進歩への道のりをたどっているのならば、いかなる民族も変形されること、すなわち、他者の附属物にされることはない」³⁹。

ハルマッツは多民族国家の存在意義を同一でない複数の文化に求めている。複数の文化を維持するためには、権利についての民族間の相互承認が必要であった。

³⁸ Ebd., S. 87. 「ヴェンドの (wendisch)」の呼称は、ドイツ語圏の隣接地域に居住するスラヴ人を参照する際に用いられる。例えば、それがアルプス地方、ケルンテン・シュタイアーマルクなどの文脈で使われた場合、「ヴェンドの」民族は、スロヴェニア人と解される。しかし、ハルマッツは「ヴェンドの」を、プロイセンに囲まれた地域に居住するスラヴ系少数民族の意味で用いている。この状況から、彼の言及する「ヴェンドの民」は「ソルブ人」と特定できる。

³⁹ Charmatz: DöP., S. 87.

オーストリア帝国はもはや、われら一つの民族という土台に構築されてはならない。このような大帝國は、諸民族による帝國を形成する同胞體 (Reichsgenossenschaft) からしか構築されえない。諸民族はその存続のために、互いを保証し合わなければならない⁴⁰。

民族のエゴイズムに代わるナショナリズムの実践行為としてハルマツツは、他民族のもつ権利の承認を挙げた。他者の権利を承認することを通じて、ドイツ人は他者の束縛から自由になる。「新オーストリア」のドイツ人によるナショナリズムは、かつて彼らもっていた特権を主張することではなく、他民族を自分と対等な存在として遇することを求めている。ナショナリズムをこう解釈することを通じて、オーストリアのドイツ人には、ドイツ民族としての同一性と、多民族國家の國民としてのそれを両立することが可能になる。

民族の概念を凌辱すること (Mißbrauch des nationalen Begriffes) ほど、國民 (Nation) という神聖なる精神に対する悪意に満ちた不正はない。愛を憎しみに歪めてしまう人ほど、悪意のある偽造者はいない。詩人や思想家を崇めるのなら、その精神のなかに生きるがよい。ドイツ人であることと、新オーストリアの完成を擁護することは、相互補完の関係にある。なぜなら、新オーストリアは、諸民族と個人に自由を約束するからである。真性のドイツ人は、自分自身が自由であるだけでなく、他者に対しても、自由への道を切り拓く義務を負っている⁴¹。

他国のナショナリズムとは対照的なことに、オーストリアにおけるそれは、民族闘争の根源になっていた。ドイツ系オーストリア人によるナショナリズムの展開は、チェコ人による國民運動の進展と対応する関係にあった。そのため、ドイツ人によるナショナリズムの展開を記述するためには、チェコのそれに注目する必要がある。

チェコ人によるナショナリズムの実践目標は、チェコ語をドイツ語と対等な地位へと押し上げることに置かれていた。1897年の言語令を経て、チェコ語はボヘミア王国における「國家語」として、ドイツ語と対等な地位を獲得するにいたった。それにより、オーストリア國家機關へのチェコ人の就職が可能になった。

多民族國家において同一ではない複数の文化を維持するためには、民族間の相互承認が必要である。「新オーストリア」におけるドイツ人のナショナリズムは、彼らに過去の特権を取り戻すことではなく、他民族を自分と対等な存在として遇することを要請している。なぜならば、民族間の不平等に由来するナショナリズムの応酬から解放されなけ

⁴⁰ Ebd., S. 88.

⁴¹ Ebd., S. 90.

れば、ドイツ人にとって、本来の、妨げられることのない自己展開は実現しないからである。ハルマッツはドイツ系オーストリア人の同一性の根拠を、ドイツ民族としての同一性と多民族国家の国民としての同一性の両立に見出そうとした。

4. オーストリアのユダヤ民族

4. 1. 「政治的反ユダヤ主義」と「人種的反ユダヤ主義」

反ユダヤ主義の根源は当然のことながら、キリスト教の宗教的熱狂主義にある。ところで、ハルマッツもまた、宗教的憎悪にもとづく反ユダヤ主義を過去の現象としてとらえている。彼は反ユダヤ主義を経済問題の一環に見ている。反ユダヤ主義の背景に経済問題を求めると、それは「近代の政党政治的反ユダヤ主義 (der moderne parteipolitische Antisemitismus)」⁴² と「人種的反ユダヤ主義 (der Rassenantisemitismus)」⁴³ に分類される。前者は「政治的反ユダヤ主義 (der politische Antisemitismus)」⁴⁴ とも言い換えられ、その特徴は、ユダヤ人に対する共同排斥運動の傾向をもつ点に見出されている。その主体は、都市住民による保守主義・キリスト教社会主義であった。後者は「爆発的反ユダヤ主義 (Eruptionsantisemitismus)」⁴⁵ とも言い換えられ、その特徴は暴力を手段として行使する点に見出されている。後者の主体は東欧の農民であった。反ユダヤ主義は地域によって異なる様相を呈した。前者がウィーンを中心とする現象であるのに対して、後者はガリツィアの現象である。

「政党政治的反ユダヤ主義」へのきっかけは、1873年の株価大暴落にある。経済不況は中産階級の凋落をまねいた。市民階層は自らの没落の原因を、「解放」後のユダヤ人による経済的成功に求めようとした。ハルマッツは経済不況を通じて反ユダヤ主義が都市住民の支持を集めていく過程を次のように述べている。

あの呑気な時代、反ユダヤ主義の語法はまだ議会制にはなじんではいなかった。反ユダヤ主義が政治の表舞台に躍り出たのは、ベルリンでの運動に刺激された、弁舌巧みな扇動者が反ユダヤ主義を零細商人に伝え、ユダヤ人敵視の潮流を喚起してからのことである。経済問題に対する零細商人の無理解はユダヤ人についての心象の刷り込みを可能にした。この刷り込みとは、中流階級の破滅の責任をユダヤ人になすりつけるための印象操作のことである。イスラエル人がいくつかの生産部門において成功したことは、確かである。彼らのうちの幾人かは莫大な富と名声を獲得することに成功した。これら少数の人々が不安に憑かれた零細商人の癪に障った。彼らの眼には、ユダヤ人の富豪が手工業者の死に装束を織っているかのように映った。ユダヤ人と職業選択の自由はわれわれの幸福にとっての敵である！ (Die Juden und die Gewerbefreiheit

⁴² Ebd., S. 90.

⁴³ Ebd., S. 98.

⁴⁴ Ebd., S. 93.

⁴⁵ Ebd., S. 98.

sind die Feinde unseres Glucks!) こんな言葉がたちまちに国じゅうに響き渡った⁴⁶。

キリスト教社会主義は手工業者の救済を試みるにあたって、その手段を、キリスト教の再活性化と身分制の復活に求めた。この身分制復活への主張から、職業同業組合が結成されていく。この同業組合は、ユダヤ人の共同排斥を企てた。1897年におけるルエーガーのウィーン市長就任は、「政治的反ユダヤ主義」の成果を象徴している。

ウィーン反ユダヤ主義が「政党政治的」であるのに対して、ガリツィアの反ユダヤ主義は、「政党形成的な力を発展させることなく、ユダヤ人に対する煽動行為や暴力の形態を取る」⁴⁷。東欧の反ユダヤ主義はポーランドに特有な事情に端を発する。

ガリツィア農村の構造は円錐に喩えられる。円錐の頂点に君臨するのが、シュラフタとよばれる少数の下級貴族である。貴族は下方に向かって広がっている円周に包括される圧倒的多数の農民を統治する。ユダヤ人はその円錐の中間に位置づけられる。彼らは、領主から酒の蒸留に関する特許状を与えられた収税吏として、農民から地代を徴収した。それを通じてユダヤ人には、無学な農民に酒を飲ませ、その破滅と引き換えに大金を稼いでいるだけでなく、悪代官として農民から過酷な税の取り立てをしているという、二重の負のイメージがつくられていった。

酒場経営権 (das Schankrecht) は古くから下級貴族 (die Schlachta) の特権であったが、地主はそれを行使することなく、ユダヤ人に貸していた。その見返りに、貴族には多額の報酬が支払われた。貴族は酒場経営ユダヤ人 (die Schnapsjuden) にすべてを委譲することを通じて、ユダヤ人は酒場経営と同時に領主の官吏の役割を果たした。貴族はユダヤ人に農奴に対する支配権を与えていたとも言える。ユダヤ人は、領主が農民を奴隷のようにあつかい、罵り、鞭打つのを眼の当りにしていた。そのときの彼らは、領主への隷属に耐えた挙句、動物と化してしまった (vertiert) 大衆に憐れみの気持ちを寄せなかった。酒場経営権は数十年前、六千八百万グルデンの支払いと引き換えに、王国から貴族へと払い下げられていたのだが、実際は何も変わっていなかった。王国の酒場経営財団の管理部門は地区単位で経営権を貸し、たいいていの場合、貴族がそれを引き継いだ。その貴族からユダヤ人がその土地での営業許可を得ていた。ガリツィアの酒場経営ユダヤ人は決して、安穏と暮らしていたわけではない。ユダヤ人は、貪欲な貴族と、搾取されるだけでなく、王国の法の適用外で、教育を受ける機会からも隔絶された大衆とのあいだの緩衝材であった⁴⁸。

「爆発的反ユダヤ主義」は貴族による専横に対する農奴の蜂起と結びついている。貴族は自身に対する農奴の怒りを宥めるため、酒場経営・収税吏に対する農奴の決起を黙認

⁴⁶ Ebd., S. 93f.

⁴⁷ Ebd., S.98.

⁴⁸ Ebd., S. 99.

した。農奴は領主の代理としてユダヤ人に贖罪を求めた。上の引用によれば、ユダヤ人は贖罪の山羊として、領主と農奴のあいだの「緩衝材 (der Puffer)」の役割を果たした。この役割は『自衛』においても指摘されている。そこでは、「緩衝材」が、農民による貴族への怒りの落雷を逸らす手段として、「避雷針 (Blitzableiter)」⁴⁹ に言い換えられていた。

4. 2. ハルマッツによるユダヤ民族の位置づけ

言語令を通じて、ドイツ人のかつての特権がチェコ人によって浸潤されていくなかで、ドイツ人によるナショナリズムは、自らの特権の根拠を人種概念に見ようとした。それに対して、ハルマッツは、時間の差異はあっても、あらゆる人種・民族は発展に向かっているという視座から、ドイツ人による他人種蔑視を批判している。彼は反ユダヤ主義を、ドイツ人による他人種蔑視の一種として理解しようとする。

しかし、現実について純粋に実践的な考察を加えてみると、人種という公理は、ほかのいかなる国よりもオーストリアにおいて、より大きな権威に到達しているように思われる。諸民族がこの空間において強く衝突し合い、日を追うごとに、諸民族による優れた成果が結実している。チェコ人はあらゆる領域において目覚ましい発展を遂げた。芸術と文学の分野においても、彼らは敬慕されるべき地位を占めている。経済競争の領域でも、彼らがドイツ系オーストリア人 (die Deutschösterreicher) の競争相手であることは、日ごとに強く感じられるようになっていく。このような状況を鑑みれば、ドイツ人 (die Deutschen) から他民族の先天的な劣等性が語られることなど、あろうはずもない。オーストリア諸邦の現状は、人種的傲慢が矛盾そのものであることを、このうえなく強く印象づける。この現状により、人種的傲慢に支えられた人種的反ユダヤ主義は、ごく狭い範囲から解放されることができないでいる⁵⁰。

ハルマッツがユダヤ人を、オーストリアの諸民族と同様、「民族 (Nation)」と見なしていたことは確かである。しかし、彼はユダヤ人を諸民族と対等な存在であるとは考えていない。その理由は、彼が反ユダヤ主義を地域の現象としてとらえていた点に求められるのではないだろうか。彼は反ユダヤ主義を、ウィーンとガリツィアの事情を踏まえて、二つに分類していた。

ユダヤ人の境遇は、彼らを取り巻く地理的環境によって大きく異なっている。ハルマッツはユダヤ人の言語については言及していないが、彼らを文化的に統一された存在であるとは考えていなかったのではないだろうか。その根拠として、筆者は彼が引用してい

⁴⁹ Dr. P.: Rumänien. In: Selbstwehr—Unabhängige jüdische Wochenschrift. 1 Jahrgang, 1907, Nr. 5 (29. März), S. 2f, hier S. 2. ルーマニアをあつかうこの記事でも、頂点の貴族、底辺の農民、中間のユダヤ人という円錐の構造があつかわれている。なお、「ルーマニア」では、シュラフタの代わりにルーマニアの土地貴族「ボヤール (Bojaren)」が登場する。

⁵⁰ Charmatz: DöP., S. 100f.

る地域別のユダヤ民族の人口統計を挙げたい⁵¹。統計を領邦単位ではなく、諸邦全体の単位から見ると、全国において普遍的に該当しうるユダヤ人の共通性を見出すことは困難であることが分かる。

統計からは、反ユダヤ主義はユダヤ人の数が多いところでしか流行していないという事実が確かめられる。オーストリアの反ユダヤ主義は、ユダヤ民族の普遍的な排除を目標とする運動ではなく、単なる、経済上の競合相手を攻撃しようとする運動であると言えるのではないだろうか。ユダヤ民族が諸民族と対等な存在であるならば、地域ごとのユダヤ人の多寡にかかわらず、彼らに対する排除運動が一律に展開されても不思議はない。キリスト教社会主義は全国で支持を集めている。それなのに、反ユダヤ主義は、アルプス地方のユダヤ人の数が少ないところでは、ほとんど支持を受けていない。

キリスト教社会主義と反ユダヤ主義は親和的な関係にあった。そうである以上、キリスト教社会主義はいかなる地域でもユダヤ人を排斥しようとするはずなのに、そうはならなかった。キリスト教社会主義は必ずしも反ユダヤ主義に移行するわけではないという事実から、ハルマッツは、反ユダヤ主義の背景に経済上の不平等を置いた。

ハルマッツはリベラリズムに経済問題への責任を問う。リベラリズムはウィーンの大衆を過小評価した。ガリツィアでは、リベラリズムはシュラフタの横暴に干渉しようとはしなかった。このような現実に対して、ハルマッツは、民族間均衡の原則により、諸民族に対等な関係、経済的平等がもたらされるとき、反ユダヤ主義は消滅すると考えた。

ハルマッツは反ユダヤ主義を、経済上の競合他者に対する排除運動としてとらえた。それゆえに、ユダヤ人憎悪の背後にある宗教的・文化的な事情は彼の考察の外にあった。ドイツ人、チェコ人をはじめとする諸民族が民族連邦制による保護の対象になっているのに対して、ユダヤ人には、その傘下に加わる資格は与えられていない。

5. おわりに

本稿では、オーストリア諸邦における選挙制、言語の平等をめぐる議論の経緯を確認し、とりわけ言語の地位をめぐる議論から、ハルマッツにおけるナショナリズムの意味を明らかにすることを試みた。文化に対するハルマッツ独自の認識として指摘できたのは、文化の質は「民族 (Nation)」の数とは関係がないという視座であった。彼は多民族国家の存在意義を「諸文化の非同一性」の概念に置いていた。同じでない複数の文化を維持するための手段として彼が提唱していたのは、ドイツ人が他民族に特権を解放し、彼らを自らと対等な他者として遇することであった。ハルマッツはドイツ系オーストリア

⁵¹ Ebd., S. 101. カルニオラ 145 人、ザルツブルク 199 人、ケルンテン 212 人、ティロールおよびフォアアールベルク 1,125 人、上オーストリア 1,280 人、シュタイアーマルク 2,283 人、シレジア 11,988 人、モラヴィア 44,255 人、ボヘミア 92,806 人、ブコヴィナ 96,150 人、下オーストリア 157,248 人、ガリツィア 811,149 人。ユダヤ人の数は圧倒的に東に偏っている。ユダヤ人は複数言語の諸州において多く、ウィーンを含む下オーストリア州を例外として、ドイツ語一言語の諸州では、圧倒的に少数である。

人によるナショナリズムの実践を、ドイツ民族としての同一性と、多民族国家の国民としての同一性を両立することのなかに求めていた。

ハルマツはユダヤ人をユダヤ「民族 (Nation)」ととらえてはいるが、他民族と対等な存在であるとは見なしていない。その根拠に挙げられていたのは、反ユダヤ主義の地域差であった。反ユダヤ主義に対する彼の考察からは、オーストリアのユダヤ民族は地域的な差異が大きく、諸邦規模での統一的な集団を形成してはいないという判断が導き出されていた。

ハルマツは、帝国最西端のフォアアールベルクおよびティロールから最東端のガリツィアにいたるオーストリア諸邦において、ドイツ人をはじめとするオーストリアの諸民族から文化的に、明確に区別されるユダヤ民族という存在を認めなかった。ユダヤ人について、彼は、ドイツ人とチェコ人が異なるように、ドイツ人とドイツ系ユダヤ人、あるいは、チェコ人とチェコ系ユダヤ人が異なっているとは考えてはいない。彼にとって、ユダヤ民族はあくまで、信仰によって統一される存在であった。

(北海道大学大学院文学研究科・専門研究員)